

様式 2－1－1 国立研究開発法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項				
法人名	国立研究開発法人建築研究所			
評価対象事業 年度	年度評価	令和 7 年度（第 5 期）		
	中長期目標期間	令和 4 ～令和 9 年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	国土交通大臣			
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	技術調査課長 田村 央	
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 清水 巖	
3. 評価の実施に関する事項				
評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下のとおり。 （１）研究開発に関する国立研究開発法人審議会からの意見聴取（第 1 回：令和 8 年 7 月 21 日、第 2 回：令和 8 年 8 月 27 日実施） （２）理事長・監事ヒアリング（令和 8 年 7 月 17 日実施）				
4. その他評価に関する重要事項				
該当なし				

1. 全体の評価								
評価	B：成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
		A	A	A	B			
評価に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」（平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定）の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評価の算術平均（以下算定式のとおり。）に最も近い評価である「B」評価とする。 【項目別評価の算術平均】 算定にあたっては評価毎の点数を、S：5 点、A：4 点、B：3 点、C：2 点、D：1 点とし、重要度の高い 2 項目（研究開発の成果の最大化そのほかの業務の質の向上に関する事項）については加重を 2 倍とする。 $\{ (A \text{ 4 点} \times 2 \text{ 項目} \times 2) + (B \text{ 3 点} \times 2 \text{ 項目}) + (C \text{ 2 点} \times 1 \text{ 項目}) \} \div (2 \text{ 項目} \times 2 + 3 \text{ 項目}) \div 3.43$ ⇒加重後の算術平均に最も近い評価は「B」評価である。							

2. 法人全体に対する評価
「Ⅰ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」について、建築基準法その他の建築・住宅関連法令に関する研究に取り組み、技術基準の整備等のための基礎資料として活用される成果を創出する、研修を通じて発展途上国等の技術者等の養成を適切に行う、査読付き論文を 75 報発表するなど、「研究開発成果の最大化」に向け、顕著な成果の創出が認められる。 「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」及び「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」については、中長期目標、中長期計画、令和 7 年度計画等に基づき、着実な業務運営がなされていると認められる。 「Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項」について、人事管理や施設整備等を着実に実施した。一方で、不適切な会計処理が発生し、当該事案に係る再発防止策を講じたにもかかわらず、これら一連の事実を令和 8 年 7 月 21 日に開催した審議会（第 1 回）に適切に報告せず、評価に必要な情報を十分に共有しなかったことは、本項目で求められる適正な業務運営の観点から、改善を要するものと認められる。以上を総合的に勘案すると、「C」と評価する。 各項目別評価やその重み付け、及び有識者の意見も踏まえて、全体として所期の目標を達成している水準である B 評価と判断した。

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等
施設整備費補助金を財源とした実験棟改修工事に係る不適切な会計処理事案発生を踏まえ、適切に策定された再発防止策を継続的かつ効果的に実施すること。 また、法人の業務運営に関わる重大な事象について、審議会を含む関係者への適時かつ適切な報告を徹底する必要がある。

4. その他事項	
研究開発に関する審議会の主な意見	・研究者数等や研究資源の規模感から考えると、研究所のパフォーマンスは標準を大きく超えて、社会からのニーズに応えていると評価できる。 ・建築物をとりまく環境が変化しており、単なる建築物から、社会インフラとしての資産、文化財の範囲にとどまらない建築文化などの価値から、広い視点での評価が求められている。こうした広範囲の建築物の価値創出にむけて建築研究所がリーダーシップを示してほしい。 ・国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取り組みについて、協力体制を積極的に発信して欲しい。 ・共同研究については件数のみが評価指標となっているが、成果や内容についてもモニタリング指標的なものを設けた方がよいのではないか。 ・研究の円滑な進行と良好な成果を得るためには、プロジェクトに対する事務的なサポート（実験機材の購入や予算管理など）が不可欠であるとする。 ・社会実装を見据えた追跡評価の実施や、外部資金の戦略的獲得の継続が重要。 ・施設公開目標数（5 回以上）が他の国立研究開発法人に比べて緩すぎるようであれば、見直しが必要。 ・最新の研究知見の迅速な反映と、オンライン等を活用した遠隔研修のさらなる充実による効果的な人材養成に期待する。 ・国際的な取り組みを強化することを期待したい。

	・国際地震工学研修の修了生との間でも引き続き連携し、研修で習得された日本の技術や知見が母国でどのように生かされているのかのフィードバックを得ていただきたい。また、母国での活用によって得られた知見がさらに日本に逆輸入されることで相乗効果を生むよう、末永い連携を図られたい。 ・効率化を継続しつつ、契約の競争性・透明性を確保した適正な調達に今後期待する。 ・研究職員の女性比率については、毎年の新規採用における割合に加えて、全研究職員における割合も今後示すことを検討していただきたい。 ・研究者のジェンダーバランス改善には引き続き取り組んでいただきたい。 ・若手研究者の育成や多様な人材の活躍を促す組織運営が継続的な課題。 ・今後も、研究者が高い意欲を持って研究に専念できる研究環境や処遇の一層の充実に向け、継続的な取組を期待する。 ・不正会計および検査調書の不備について、その後の対策がきちんと施されていた。どの組織も不完全な部分というのはある。大切なのは問題に直面したときにどのように再発防止策を立て、実行するかであり、再発防止策が徹底されることに期待する。 ・会計検査院の指摘事項については、原因究明と再発防止策の構築が行われたとのことであるが、今後は、再発防止策の実効性が確保されるよう、適切な運用と継続的な検証が行われることを期待する。 ・会計検査院の指摘事項を踏まえ、策定した再発防止策を画餅にしないよう、実効的かつ継続的に実践していただきたい。また、不祥事こそ審議会に報告することで明るみにし、再発防止の一助とすることに努めていただきたい。
監事の主な意見	施設整備費補助金を財源とした工事 1 件について、会計検査院より不当事項とされたことを踏まえ、再発防止策が策定・公表された。適切に再発防止策が実施されていると認められるが、今後も、同再発防止策を継続的かつ効果的に実施することに努める必要があると思料する。

様式 2－1－3 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中長期目標（中長期計画）	年度評価							項目別調書 No.	備考
	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度			
Ⅰ．研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項									
1．研究開発等に関する事項	A ○	A ○	A ○	A ○				1	
2．研修に関する事項	A ○	A ○	A ○	A ○				2	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

中長期目標（中長期計画）	年度評価							項目別調書 No.	備考
	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度			
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項									
・業務改善の取組 ・働き方改革	B	B	B	B				3	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項									
・予算、収支計画、資金計画	B	B	B	B				4	
・短期借入金の限度額									
・不要財産の処分に関する計画									
・重要財産の譲渡等に関する計画									
・剰余金の使途									
・積立金の使途									
Ⅳ．その他の事項									
・内部統制 ・人材確保、育成方針、人事管理 ・その他	B	B	B	C				5	

様式 2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1	研究開発等に関する事項		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人建築研究所法第 1 2 条第 1 号、第 2 号
当該項目の重要度、 困難度	【重要度：高】	関連する研究開発評価、政 策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：004485、004486

2. 主要な経年データ																
①主な参考指標情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	目標値	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	
研究開発プログラムに対する 研究評価での評価・進捗確認	全て B 又はb以上	全て A	全て A	全て A	全て A				予算額（千円）	1,320,798	1,306,798	1,334,521	1,320,524			
共同研究数 (持続可能プログラム)	20 件以上	26	29	31	26				決算額（千円）	2,193,355	2,576,597	2,628,957	1,905,986			
共同研究数 (安全・安心プログラム)	20 件以上	20	20	25	21				経常費用（千円）	1,502,314	1,475,385	1,606,034	1,353,693			
査読付き論文の 発表数(持続可能プログラム)	20 報以上	29	32	32	36				経常利益（千円）	△491	15,269	△46,403	72,121			
査読付き論文の 発表数(安全・安心プログラム)	35 報以上	45	33	49	39				行政サービス実施コスト（千円）	2,072,780	2,093,745	2,340,504	2,130,126			
研究施設の公開回数	5 回以上	14	17	20	31				従事人員数（人）	53	52	51	52			
実施課題数 (件)	－	59	66	72	72											
国内外からの 研究者の受入人数(人)	－	82	86	84	79											
国際会議への役職員の派遣 件数(件)	－	15	37	47	58											
競争的資金等の獲得件数 (件)	－	48	48	48	49											
技術指導件数(持続可能プログラム) (件)	－	149	182	228	186											
技術的支援件数(持続可能プログラム) (件)	－	96	79	119	123											
策定に関与した国内外の技術 基準数(持続可能プログラム) (件)	－	16	17	10	12											

	技術指導件数 (安全・安心プログラム) (件)	—	82	144	151	97												
	技術的支援件 数(安全・安心プ ログラム) (件)	—	73	62	97	101												
	策定に関与し た国内外の技術 基準数(安全・安 心プログラム) (件)	—	18	12	18	17												
	関与している ISO 国内委員会 数(件)	—	13	13	14	14												
	論文(日本語) の発表数(持続 可能プログラム) (報)	—	179	169	161	174												
	論文(外国語) の発表数(持続 可能プログラム) (報)	—	12	26	18	10												
	論文(日本語) の発表数(安全・ 安心プログラム) (報)	—	125	101	147	140												
	論文(外国語) の発表数(安全・ 安心プログラム) (報)	—	33	25	51	38												
	刊行物の発行 件数(件)	—	9	9	6	6												
	発表会、国際 会議の主催数 (件)	—	14	10	7	6												
	ホームページ のアクセス数(万 件)	—	1,081	1,054	1,117	1,412												
	マスメディア への掲載記事数 (件)	—	60	75	107	99												

注 1) 決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸 (評価の視点)、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価	
					主な業務実績等	自己評価		
							設定	A
第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	第1章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	評価軸 (1) 研究開発成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか (2) 研究開発成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか (3) 研究開発成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか (4) 国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか	<主要な業務実績> ○「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を適用し、研究開発成果の最大化に向けて、「持続可能プログラム」及び「安全・安心プログラム」の2つの研究開発プログラムを、第5期中長期目標・計画の内容とも整合させつつ策定した。「研究開発プログラム」は、研究開発が関連する政策・施策の目的に対し、それを実現するための活動のまとまりとして構成し、それぞれにプログラムディレクターを配置し、プログラム内の研究開発課題を有機的に関連付けた。共同研究や外部資金導入等による効果的なアウトプットの実現を図るとともに、技術の指導や成果の普及に係るアウトカム指標も評価軸として研究評価（内部、外部）を毎年度実施する進捗管理体制を構築した。 ○「持続可能プログラム」及び「安全・安心プログラム」の2つの研究開発プログラムを策定し、その中で個別研究開発課題72課題について着実に研究開発を推進した。 ○「持続可能プログラム」を的確に推進するために、住宅・建築・都市における環境性能・エネルギー消費性能向上に向けた技術の開発、住宅・建築物の設計・施工・維持管理などにおけるBIM等のデジタル技術の活用の加速化に向けた技術の開発、社会構造及び生活様式の変化に対応し、マンションを含む住宅・建築・都市のストック活用促進等に関する技術の開発等の課題に取り組んだ。 ○「安全・安心プログラム」を的確に推進するために、巨大地震や強風等による住宅・建築物の損傷や倒壊を防止するための構造安全性の確保に向けた技術の開発、建築物の火災に対する高度な避難安全・避難誘導を実現するための技術の開発、デジタル技術の活用などにより、地震や火災等の発生後における住宅・建築・都市の迅速な被害把握を行うための技術の開発等の課題に取り組んだ。	<評定と根拠> 評定：A ○建築研究所に設置された研究評価委員会において、2つの研究開発プログラムの令和7年度の取組に関する年度評価でA評価を得たこと等を総合的に勘案し、自己評価をAとした。 ○「持続可能プログラム」においては、地球温暖化やエネルギー問題に対して低炭素で持続可能な住宅・建築・都市の実現を目標に、それぞれ建築物省エネ法、建築基準法等に関連する技術基準の整備等のための基礎資料として活用される成果を、「安全・安心プログラム」においては、巨大地震や風水害等の自然災害や火災等に対して強靱な住宅・建築・都市の実現を目標に、建築基準法、住宅品確法等に関連する技術基準の整備等のための基礎資料や国際地震工学研修用教材として活用される成果を創出することができた。 ○「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、全ての研究開発課題と研究開発以外の手段のまとまりを振り分けて2つの研究開発プログラムを策定し、それぞれのプログラムディレクターのトップマネジメントで推進した。また、年度末に社会のニーズ、アウトプットやアウトカムの観点を重視した研究評価（内部、外部）を実施した。 ○外部評価委員会においては、以下の①～③の観点から外部評価を受け、いずれもa評価とされた。 ①成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか。 【評価された点】 ・持続可能プログラム：令和7年度は、第5期中長期目標（国土交通大臣指示）を受けて、サブプログラム①の資源・エネルギーの効率的利用の実現や木質系材料の更なる利用の拡大等に向けて「相隣環境を考慮した良質な室内環境設計に資する評価指標と計測手法の開発」、サブプログラム②の新技術の導入による生産性の向上等に向けて「都市・建築の維持保全に資するドローンをはじめとする次世代エアモビリティ等の環境整備研究開発」、サブプログラム③のストック活用促進やマネジメント技術の高度化、良好な市街地環境の確保に向けて「低炭素型コンクリート等のさらなる普及に向けた調合設計・耐久設計の合理化に関する技術開発」等の課題をはじめとした研究開発・技術指導に取組み、その成果は今後、技術基準の見直しに資する技術資料としての活用等が見込まれる。	<評定に至った理由> 以下の通り、顕著な成果が認められたため、A評定とした。 ・「持続可能プログラム」においては、令和7年度は、第5期中長期目標（国土交通大臣指示）を受けて、資源・エネルギーの効率的利用の実現や木質系材料の更なる利用の拡大等に向け、「相隣環境を考慮した良質な室内環境設計に資する評価指標と計測手法の開発」をはじめとした研究開発、技術指導、成果の普及等に取り組むなど、成果・取組は国の方針や社会のニーズに十分に適合しているといえる。 ・「安全・安心プログラム」においては、令和7年度は、第5期中長期目標（国土交通大臣指示）を受けて、迅速な復旧・復興等のための建築物被害調査の高度化及び継続使用性の確保に向け、「多様な建築物への耐震レジリエンス性能指向型設計の適用に向けた研究」をはじめとした研究開発、技術指導、成果の普及等に取り組むなど、成果・取組は国の方針や社会のニーズに十分に適合しているといえる。 ・建築物省エネ法、建築基準法、住宅品確法等に関連する技術基準や関連諸制度の改善のための基礎資料の整備に向けた各種検証結果・知見等を得たほか、令和7年度に策定された技術基準で建築研究所が関与したものは29件あり、成果・取組が社会的価値の創出に十分に貢献しているものといえる。 ・第5期中長期目標期間の後半の初年度として、持続可能プログラムでは、各種環境指標の評価枠組やシミュレーションに基づく使いやすい計算ツールの検討を、また、安全・安心プログラムでは、文化財自主防災検証法の開発に向けたシナリ	

	とともに、研究開発等に関する国際的な連携や交流に努めるものとする。 この方針の下、建研は、その強みを遺憾なく発揮することができるよう、第6章2.において後述するように、必要な研究体制を整備し、その人材等を最大限に活用することができるようにしたうえで、社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。その際、研究開発成果の最大化に向けて、解決すべき重要課題ごとに、複数の研究開発課題のほか、技術の指導や成果の普及等も組み合わせた研究開発プログラムを構成することによって、効果的に国民生活及び社会への成果の還元を図るものとし、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。 また、他の研究機関とも連携して競争的研究資金の戦略的・積極的獲得や建研のポテンシャル及び研究者の能力の向上に努めることにより、研究開発成果の最大化を更に図るものとする。 なお、研究開発の手法としては、実験施設によるもの以外に、コンピュータによるシミュレーション技術の利用も推進していくものとする。 また、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、建研は引き続き国との密な連携を図るものとする。	制を整備するとともに、他の研究機関とも連携し競争的研究資金の戦略的・積極的獲得や建研及び研究者の能力の向上に努めることにより、研究開発成果の最大化を更に図る。 さらに、グローバルな視点を持ち研究開発等を実施するために国際的な動向や情報を的確に把握するとともに、二国間の取極である科学技術協力協定等に基づく共同研究等を通じて、研究開発等に関する国際的な連携や交流に努める。 なお、研究開発の手法としては、実験施設によるもの以外に、コンピュータによるシミュレーション技術の利用も推進していく。 他分野・他機関との産学官連携については、我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究テーマの特性に応じて、グローバルな視点や他分野との連携も含め、国内外の大学、研究機関、民間企業等との適切な役割分担のもとで、効果的かつ効率的な産学官連携を推進する。特に、国の技術基準につながる研究開発を産学官連携によって進める際には、国立研究開発法人である建研が主導して進める。その際、共同研究、人的交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努める。 他分野・他機関との産学官連携については、我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究テーマの特性に応じて、グローバルな視点や他分野との連携も含め、国内外の大学、研究機関、民間企業等との適切な役割分担のもとで、効果的かつ効率的な産学官連携を推進する。特に、国の技術基準につながる研究開発を産学官連携によって進める際には、国立研究開発法人である建研が主導して進める。その際、共同研究、政府出資金を活用した委託研究、人的交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努める。また、実証研究や指導・成果の普及のため、地方公共団体や公的団体等との	なお、研究開発の手法としては、実験施設によるもの以外に、コンピュータによるシミュレーション技術の利用も推進していく。 他分野・他機関との産学官連携については、我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究テーマの特性に応じて、グローバルな視点や他分野との連携も含め、国内外の大学、研究機関、民間企業等との適切な役割分担のもとで、効果的かつ効率的な産学官連携を推進する。特に、国の技術基準につながる研究開発を産学官連携によって進める際には、国立研究開発法人である建研が主導して進める。その際、共同研究、人的交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努める。 さらに、実証研究や指導・成果の普及のため、地方公共団体や公的団体等との連携を一層推進する。 技術の指導及び成果の普及等の実施については、研究開発成果の最大化を図るため、次のア）及びイ）に掲げる取組を実施する。	○競争的資金等の獲得は、次のとおりであった。 ・新たな獲得数は21課題であり、継続課題と合わせて54課題410百万円を獲得した。 ・このうち、科学研究費助成事業について、新たに13課題が採択され、継続課題と合わせて44課題、0.4億円となった。 ○外部資金を獲得するための取組として、国の予算制度である、研究開発と事前防災対策総合推進費、国土強靱化に資する革新的な技術研究開発推進補助金及び戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）について取組んでいる。また、年々厳しさを増す競争環境の中、申請前に所内審査会を開催し、大学や他の独立行政法人等の研究機関とも密接に連携を図りつつ、様々な分野の競争的研究資金等への申請を行った。 ○国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取組を、次のとおり行った。 ・外部の研究機関と共同研究を持続可能プログラムは26件、安全・安心プログラムは21件実施した。 ○海外研究機関等との共同研究を含め、研究者の受入数は、79人であった。 ・国内から、客員研究員68名、交流研究員11名、合計79名を受け入れた。	以上から、成果・取組は国の方針や社会のニーズに適合しているといえる。 ・安全・安心プログラム：令和7年度は、第5期中長期目標（国土交通大臣指示）を受けて、住宅・建築の構造安全性等の確保に向けて、「宅地の液状化対策技術に関する研究」、火災による被害の軽減等による火災安全性を確保に向けて、「在館者・設計者・管理者の火災安全に関する行動変容を促す基盤技術の開発」、迅速な復旧・復興等のための建築物被害調査の高度化及び継続使用性の確保に向けて、「多様な建築物への耐震レジリエンス性能指向型設計の適用に向けた研究」をはじめとした研究開発・技術指導に取組み、その成果は今後、技術基準の見直しに資する技術資料としての活用等が見込まれる。 ・以上から、成果・取組は国の方針や社会のニーズに適合しているといえる。 ②成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか。 【評価された点】 ・持続可能プログラム：令和7年度の研究成果として「都市・建築の維持保全に資するドローンをはじめとする次世代エアモビリティ等の環境整備研究開発」「建築のライフサイクルにおけるデジタル技術の適用拡大に向けた検討」「低炭素型コンクリート等のさらなる普及に向けた調査設計・耐久設計の合理化に関する技術開発」「市街地における建築形態と創エネ等に向けた環境確保に関する研究」など指定課題6課題の他、一般課題27課題に取り組み、建築物省エネ法等に関連する技術基準の整備や関連諸制度の改善のための基礎資料の整備に向けた各種検証結果・知見等を得るとともに、中高層木造建築物の構造設計方法および構造計算におけるクライテリアの明確化・合理化、耐久性評価手法の構築を行ったほか、住宅・建築・都市分野における新技術の導入による生産性の向上や持続可能かつ快適な社会の構築等の社会的価値の創出に向けた各種検証結果・知見等を得た。 以上から、成果・取組は社会的価値の創出に貢献するものであるといえる。 ・安全・安心プログラム：令和7年度の研究成果として、「在館者・設計者・管理者の火災安全に関する行動変容を促す基盤技術の開発」「氾濫域の木造住宅の水害低減に資する対策技術の開発」「多様な建築物への耐震レジリエンス性能指向型設計の適用に向けた研究」など指定課題6課題の他、一般課題22課題に取り組み、建築基準法、住宅品確法等に関連する技術基準の整備や関連諸制度の改善のための基礎資料の整備に向けた各種検証結果・知見等を得られたほか、国際地震工学研修用教材として活用されるものとして取りまとめられている。 以上から、成果・取組は社会的価値の創出に貢献するものであるといえる。 ③成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実施される計画となっているか。 【評価された点】 ・持続可能プログラム：令和7年度は、第5期中長期目標期間の後半の初年度として、室	オモデルの作成、構造実験や試設計を実施する等、予定通り着実に成果を挙げており、成果・取組は期待された時期に適切な形でかつ十分に創出・実施されているといえる。 ・国土交通省の関連部局と連携して研究開発を推進するとともに、国総研、大学、業界団体等との間で持続可能プログラムにおいては²⁶件、安全・安心プログラムにおいては21件と目標値以上の共同研究を実施している。また、一部の研究課題では外部有識者で構成される委員会を組成し、外部の知見を取り入れながら研究開発等を進めているほか、「建築研究開発コンソーシアム」での民間企業等との研究会も開催するなど、国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取組を適切にかつ十分に行っているものといえる。 ＜今後の課題＞ 特段の課題等なし ＜その他事項＞ （国立研究開発法人審議会の意見） ・評価指標は全て目標値を上回っており、またモニタリング指標もほとんどの項目で第4期中長期計画平均を上回る成果をあげている。また、優れた論文に対する表彰数も一定程度確認されることから、A評価で問題ないと考える。 ・各種評価指標を余裕を持って達成しており、それぞれの研究課題において着実に研究成果を創出し、国や社会が直面する課題の解決に大きく貢献している。 ・目標に沿って適切に研究開発が実施され、目標とした成果の指標を達成している。 ・2つの研究開発プログラムの中で個別研究開発課題72課題という幅広い研究課題に取り組んだことを高く評価する。 ・省エネ法等の技術基準策定に資する成果を創出していることを評価する。 ・成果のアウトプットにとどまらず、社会への還元が具体的になされている点が評価できる。
--	---	--	--	---	--	---

	他分野・他機関との産学官連携については、大学・研究機関等の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究テーマの特性に応じて、グローバルな視点や他分野との連携も含め、国内外の大学、研究機関、民間企業等との適切な役割分担のもとで、効果的かつ効率的な産学官連携を推進するものとする。 特に、国の技術基準につながる研究開発を産学官連携によって進める際には、国立研究開発法人である建研が主導して進めるものとする。その際、共同研究、政府出資金を活用した委託研究、人的交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努めるものとする。また、実証研究や指導・成果の普及のため、地方公共団体や公的団体等との連携を一層推進するものとする。 技術の指導及び成果の普及等の実施については、研究開発成果の最大化を図るため、次のア）及びイ）に掲げる取組を実施するものとする。	連携を一層推進する。 技術の指導及び成果の普及等の実施については、研究開発成果の最大化を図るため、次のア）及びイ）に掲げる取組を実施する。			○海外研究機関等との共同研究や人的交流等による国際連携として、次の取組を実施した。 ・継続案件を含め 27 件の研究協定を締結して研究協力を進めた。 ・建設材料・構造に関わる国際研究機関・専門家連合（RILEM）をはじめとする国際会議など 38 件の国際会議に建築研究所の役職員を派遣し、研究開発等に関する国際的な連携・交流した。	内環境、光環境、相隣環境の指標について評価枠組やシミュレーションに基づく使いやすい計算ツール等の検討、アフオーダブルBIM 関連情報収集やモデル生成等の実証など、予定通り着実に成果を挙げている。 以上から、成果・取組は期待された時期に適切な形で創出・実施されているといえる。 ・安全・安心プログラム：令和 7 年度は、第 5 期中長期目標期間の後半の初年度として、文化財自主防災検証法の開発に向けたシナリオモデルの作成、構造実験や試設計等の実施など、予定通り着実に成果を挙げている。 以上から、成果・取組は期待された時期に適切な形で創出・実施されているといえる。 ○競争的資金審査会等により、競争的資金等の組織的かつ戦略的な獲得に努め、建築研究所の役割（ミッション）に合致した競争的資金等外部資金を 410 百万円獲得した。 ○事前防災対策総合推進費については、「南海トラフ等海溝型巨大地震の設定手法の高度化に関する事業）」及び「耐震改修建築物を対象とした SHM 判定手法の検討事業」の 2 課題に取り組んだ。 ○国土強靱化に資する革新的な技術研究開発推進補助金については、「建築物の防災レジリエンス性能の向上」及び「DX 技術の活用による被災状況（都市・建築物）の把握の実施」「災害対応力を高めるための建築物性能の更なる向上」「都市・建築物に係る事前対策も含めた復旧・復興の迅速化」の 4 課題に取り組んだ ○SIP については、1 ターム 5 年間の研究期間となっており、SIP 第 3 期（令和 5 年度～令和 9 年度）における「画像診断を用いた外装仕上材の劣化度評価による鉄筋コンクリート造建築物の維持管理手法の高度化」「建物センシングデータ収集・集約技術の研究開発」の課題において、2 つの研究題目に取り組んだ。 ○研究開発の効果的・効率的な推進のため、建築研究所主導のもと、国内外の大学・民間事業者・研究機関との適切な役割分担下での共同研究や研究者の受入等の取組を実施した。 ○共同研究数は持続可能プログラム、及び安全・安心プログラムにおいて目標値を達成している。 ○外部評価委員会においては、以下の④の観点から外部評価を受け、a 評価とされた。 ④国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取り組みが適切かつ十分であるか。 【評価された点】 ・持続可能プログラム：令和 7 年度は、国土交通省の関連部局と連携して研究開発を推進するとともに、国総研、大学、業界団体等との間で 26 件の共同研究を実施している。また、一部の研究課題では外部有識者で構成される委員会を組成し、外部の知見を取り入れながら研究開発等を進めているほか、「建築研究開発コンソーシアム」での民間企業等との	
--	--	---	--	--	---	---	--

						研究会も開催している。令和８年度以降開始予定の研究においても同様の体制を構築している。 以上から、国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分なものであるといえる。 安全・安心プログラム：令和７年度は、国土交通省の関連部局と連携して研究開発を推進するとともに、国総研、大学、業界団体等との間で 21 件の共同研究を実施している。 また、一部の研究課題では外部有識者で構成される委員会を組成し、外部の知見を取り入れながら研究開発等を進めているほか、「建築研究開発コンソーシアム」での民間企業等との研究会も開催している。令和８年度以降開始予定の研究においても同様の体制を構築している。 以上から、国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分なものとなっているといえる。	
	ア）技術の指導 国から技術的支援の要請があった場合等には、積極的かつ的確に対応するものとする。 具体的には、国や地方公共団体等の政策の企画・立案や技術基準の策定等に対する技術的支援や、建築・都市計画技術に係る国際標準の作成に寄与する ISO 委員会への参画等の技術的支援をはじめ、技術の指導を積極的かつ的確に実施するものとする。 また、建研法第 14 条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対応するものとする。 さらに、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の国際協力活動を行う団体に対する技術の指導を実施するものとする。	ア）技術の指導 国の政策の企画・立案や技術基準の策定等に対する技術的支援や建築・都市計画技術に係る国際標準の作成に寄与する ISO 委員会への参画等の技術的支援をはじめ、中長期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して技術の指導を実施する。 また、国立研究開発法人建築研究所法（平成 11 年法律第 206 号）第 14 条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対応する。 さらに、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）等の国際協力活動を実施する団体と連携し、開発途上国からの研究者等を受け入れるほか、国等からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を行う。	ア）技術の指導 国の政策の企画・立案や技術基準の策定等に対する技術的支援や建築・都市計画技術に係る国際標準の作成に寄与する ISO 委員会への参画等の技術的支援をはじめ、中長期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して技術の指導を実施する。 また、国立研究開発法人建築研究所法（平成 11 年法律第 206 号）第 14 条による指示があった場合には、法の趣旨に則り迅速に対応する。 さらに、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）等の国際協力活動を実施する団体と連携し、開発途上国からの研究者等を受け入れるほか、国等からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を行う。	評価軸 （１）国内の政策の企画立案や技術基準策定等に対する技術的支援が適切かつ十分であるか （２）国際標準化に対する技術的支援が適切に行われているか モニタリング指標 ○技術指導件数（持続可能プログラム） ○技術的支援件数（持続可能プログラム） ○策定に関与した国内外の技術基準数（持続可能プログラム） ○技術指導件数（安全・安心プログラム） ○技術的支援件数（安全・安心プログラム） ○策定に関与した国内外の技術基準数（安全・安心プログラム） ○関与している ISO 国内委員会数	○政策の企画立案や技術基準策定に対する技術的支援として、次の取組を実施した。 ・技術指導 持続可能プログラム 186 件 安全・安心プログラム 97 件 ・国の施策に関する評価事業 3 件 ○国の施策に関する技術的支援の結果、令和７年度に策定された技術基準で建築研究所が関与したものは、持続可能プログラム 12 件、安全・安心プログラム 17 件であった。 ○令和６年１月１日に発生した「令和６年能登半島地震」に際し、「令和６年能登半島地震による建築設備等の被害調査報告」を公開するとともに、「令和６年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会最終とりまとめ」の作成に貢献した。また、令和７年９月に内閣総理大臣表彰（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）表彰）をいただいた。 ○協力している規格作成委員会等として、JIS 9 件について参加した。 ○国際標準に対する貢献、アジアをはじめとした世界への貢献として、次の取組を実施した。 ・耐震構造、火災安全、建築環境分野を中心に、国際標準の作成に寄与する 14 件の ISO 国内委員会に参画した。一部は日本代表として国際委員会 6 件に役職員を派遣した。	○外部評価委員会においては、以下の⑤の観点から外部評価を受け、a 評価とされた。 ⑤政策の企画立案や技術基準策定等に対する技術的支援が適切かつ十分に行われているか。 【評価された点】 ・持続可能プログラム：令和７年度は、国土交通省「建築構造基準委員会」「建築防火基準委員会」等において 11 件の建築基準法に関連する技術基準の策定や、これらに関連する協会等の基準、各種指針、JIS の策定等のほか、国土交通省における住生活基本計画の見直し、建築分野の中長期的なあり方の検討への技術的支援を行った。加えて「建築物へのドローン活用のための安全マニュアル（第 6 版）」、「建築物における係留を用いたドローン運用ガイドライン（案）」の作成のほか、既存建築物計測も考慮した室内指標を環境評価認証制度等への活用、新 JIS に対応したセメントを用いた場合の大臣認定コンクリートの取扱いに関する通知への活用、AIJ 耐久設計指針の改訂への活用など、予定通り着実に成果を挙げている。 以上から、政策の企画立案や技術基準策定等に対する技術的支援が適切かつ十分に行われているといえる。 （※策定に関与した国内の技術基準数（JIS を除く）） ・安全・安心プログラム：令和７年度は、国土交通省「建築構造基準委員会」「建築防火基準委員会」等において 12 件の建築基準法に関連する技術基準の策定や、これらに関連する学協会等の規基準・各種指針、JIS の策定等のほか、国土交通省における建築分野の中長期的なあり方の検討への技術的支援を行った。 能登半島地震への対応については、「令和６年能登半島地震による建築設備等の被害調査報告」を公開するとともに、「令和６年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会最終とりまとめ」の作成に貢献した。また、令和７年９月に内閣総理大臣表彰（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）表彰）をいただいた。 その他の災害対応として令和７年 12 月の青森県東方沖地震を受けて被害状況調査のため	

					TEC-FORCE を八戸市に派遣した他、静岡県牧之原市の竜巻、茨城県つくば市の竜巻、大分県大分市の火災に対する被害状況調査等を実施した。 以上から、政策の企画・立案や技術基準策定等に対する技術的支援が適切かつ十分に行われているといえる。 (※策定に参与した国内の技術基準数(JIS を除く))	
イ) 成果の普及等 研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力するものとする。 また、研究開発成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けることとし、併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供するものとする。 さらに、出資を活用し、民間の知見等を生かした研究開発成果の普及を促進するものとする。	イ) 成果の普及等 研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態で取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力する。 また、研究開発成果の効果的な普及のため、成果発表会やシンポジウム、研究施設の公開などの各種イベントの開催・参加、成果報告書や広報誌等の配布・公表、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて、技術者のみならず広く国民へ、見やすく分かりやすい方法により情報発信を行う。併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供する。その際、成果発表会やシンポジウム等における Web 配信の活用等を検討し、成果の効果的な普及を更に推進する。 さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成 20	イ) 成果の普及等 研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態で取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力する。 また、研究開発成果の効果的な普及のため、成果発表会やシンポジウム、研究施設の公開などの各種イベントの開催・参加、成果報告書や広報誌等の配布・公表、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて、技術者のみならず広く国民へ、見やすく分かりやすい方法により情報発信を行う。併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供する。その際、成果発表会やシンポジウム等における Web 配信の活用等を検討し、成果の効果的な普及を更に推進する。 さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成 20	評価軸 (1) 研究開発成果を適切な形で取りまとめ、関係学会での発表等による成果の普及が適切に行われているか (2) 研究開発成果・取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか	○研究開発成果を適切な形で取りまとめ、関係学会での発表等による成果の普及を次のとおり実施した。 ・持続可能プログラムにおける査読付き論文 36 報、安全・安心プログラムにおける査読付き論文 39 報の論文等を発表した。 ・社会的にも価値のある質の高い研究を目指し研究開発成果の普及・発信に努めた結果、研究開発成果の社会的な評価ともいえる各種表彰として 4 件の賞が授与された。 ・研究開発成果を発表するため、建築研究所講演会をはじめ、7 回の発表会等を開催した。 ・国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用しうる形態として、研究成果を取りまとめた報告書を「建築研究資料」として 2 件出版し、ホームページで公表した。これらは、建築行政実務等に活用されている。	○査読付き論文の発表数は、持続可能プログラムと安全・安心プログラムについて目標値を上回った。 ○研究開発成果の効果的な普及のため、講演会の開催、動画や広報誌の配信、研究施設の公開を通じて、広く国民へ、見やすく分かりやすい方法により情報発信を行った。 ○外部評価委員会においては、以下の⑥の観点から外部評価を受け、a 評価とされた。 【評価された点】 ⑥研究成果を適切な形でとりまとめ、関係学会での発表等による成果の普及を適切に行うとともに、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか。 ・ 持続可能プログラム：過年度の研究成果も含め、日本建築学会等の学術論文として持続可能プログラムにおいては 174 報（うち査読付論文 29 報）、安全・安心プログラムにおいては 140 報（うち査読付論文 37 報）発表している。 また、最近の技術の動向などを勘案し、重要な研究成果について、技術者のみならず広く国民へ発信することを目的として、令和 8 年 2 月に公開で「建築研究所講演会」を開催しているほか、「建築研究所ニュース」として研究成果を記者発表している。 さらに、産学官が連携した「建築研究開発コンソーシアム」において、関連する最新の研究成果を紹介している。 また、国際会議（IEA、AIVC、RILEM、ISO）への参加等、国外へ向けた情報発信にも積極的に取り組んでいる。 以上から、研究成果を適切な形でとりまとめ、関係学会での発表等による成果の普及を適切に行うとともに、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているといえる。 ・ 安全・安心プログラム：令和 7 年度は、過年度の研究成果も含め、日本建築学会等の学術論文として 174 報（うち査読付論文 37 報）発表している。 また、最近の技術の動向などを勘案し、重要な研究成果について、技術者のみならず広く国民へ発信することを目的として、令和 8 年 2 月に公開で「建築研究所講演会」を開催しているほか、「建築研究所ニュース」として研究成果を記者発表している。	

		年法律第 63 号)に基づき、出資並びに人的及び技術的援助の手段の活用を図る。また、出資等を行う体制については、必要に応じて見直す。				さらに、産学官が連携した「建築研究開発コンソーシアム」において、関連する最新の研究成果を紹介している。 以上から、研究成果を適切な形でとりまとめ、関係学会での発表等による成果の普及を適切に行うとともに、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているといえる。	
--	--	---	--	--	--	--	--

4．その他参考情報
—

1．当事務及び事業に関する基本情報			
2	研修に関する事項		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠 （個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第 1 2 条第 6 号
当該項目の重要度、 困難度	【重要度：高】	関連する研究開発評価、政 策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID：004485、004486

2．主要な経年データ																
	② 主な参考指標情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
		目標値	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度			4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
	JICA による研 修修了者に対す るアンケート調査 における研修の 有用性に関する 評価の平均値	85 点以上	99	97	97	93				予算額（千円）	152,322	145,552	171,438	168,600		
	研修修了者数 （人）	－	36	23	33	30				決算額（千円）	153,927	133,562	180,160	156,275		
	修士号取得者 数（人）	－	18	14	13	12				経常費用（千円）	162,579	165,223	196,515	191,393		
										経常利益（千円）	△525	1,568	△8,636	11,244		
										行政サービス実施コス ト（千円）	171,889	175,450	208, 420	212,351		
										従事人員数（人）	11	9	12	15		

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸 (評価の視点)、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価	
				主な業務実績等	自己評価		
						評価	A
2. 研修に関する事項 開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、地震工学に関する研修を実施するものとする。その際、対面の研修に加えて、遠隔講義システム等を活用することや研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させ、研修内容を充実させることで、研修業務の効果的かつ効率的な実施に引き続き努めるものとする。	2. 研修に関する計画 開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、JICA 等との連携により、毎年度、地震工学に関する研修（長期研修及び短期研修）を実施する。その際、研修内容を充実させることで、開発途上国等の技術者の養成を効果的かつ効率的に実施するため、研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させる。また、感染症拡大の影響を受ける中で得た遠隔研修に係るノウハウを活用し、対面の研修に加えて、海外にいる講師や研修生が参加するオンライン講義を行うなど、国際地震工学研修を充実させ実施していく。	2. 研修に関する計画 開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、JICA 等との連携により、地震工学に関する研修（長期研修及び短期研修）を実施する。その際、研修内容を充実させることで、開発途上国等の技術者の養成を円滑かつ効果的に実施するため、研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させる。また、対面の研修に加えて、海外にいる講師や元研修生が参加する遠隔の研修、講義を行うなど、国際地震工学研修を充実させ実施していく。	評価軸 (1) 研修を通じて発展途上国等の技術者等の養成が適切になされているか 評価指標 ○JICA による研修修了者に対するアンケート調査における研修の有用性に関する評価の平均値 (目標値：85 点以上) モニタリング指標 ○研修修了者数 ○修士号取得者数	<主要な業務実績> ○国際地震工学研修に関し、次の取組を実施した。 ・研修修了生は 30 名となった。 ・令和 7 年度において、国際地震工学センターの研修生（参加者）は 20 カ国 47 名（令和 6・7 年度、令和 7・8 年度）の研修生を受け入れた。また、受け入れた研修生について、12 名に修士号学位が授与された。 ・うちグローバル地震観測－平和維持と地震災害軽減に向けて－研修では、7 カ国から 8 名の研修生を受け入れた。 ・「重要建築物の地震リスク対策強化研修」では、8 カ国から 9 名の研修生を受け入れた。 ○評価指標（JICA による研修修了者に対するアンケート調査における研修の有用性に関する評価の平均値）は 93 点であった。 ○研修内容の充実、研修の広報・普及と研修効果の充実のため次の取組を実施した。 ・研修のカリキュラムに地震工学の個別研究課題（運営費交付金 8 課題、所外予算 13 課題）の最新の知見を反映させた。 ・国内外で発生した大地震に関する情報の公開、英文講義ノートや講義ビデオの公開、オンラインでの海外講師による講義、IISEE セミナーや発表会等を実施した。 ○地震学や地震工学に関する国際的共通課題の解決に貢献するため、研修修了者等のヒューマンネットワークによる情報収集や研究等を行い、情報交換の活性化を図った。人的ネットワークの維持のため、国際地震工学研修に関連する内容を記事にした IISEE Newsletter（機関誌）を、約 1,400 名（うち研修修了生約 1,100 名）に対して、2 か月に 1 回程度、合計 7 回発行している。また、Facebook ページにて実施中の研修情報の記事や写真を主に投稿している（フォロワー数 1,041（令和 7 年 12 月現在））。 ○研修の内容の充実を図るため、研修評価実施に基づき、外部学識経験者で構成された評価委員会による外部評価を実施した。	<評定と根拠> 評定：A ○外部評価において「適切かつ大きな成果」（A+評価）と評価されたこと等を総合的に勘案し、自己評価を A とした。 ○研修生の受入、通年研修での修士号学位取得、グローバル地震観測－平和維持と地震災害軽減に向けて－コース（グローバル研修）、重要建物の地震リスク対策強化コース（重要建物研修）の実施など、研修を通じて発展途上国等の技術者等の養成を適切に行った。 ○評価指標は目標値（85 点以上）を上回った。 ○最新の地震工学等の研究成果や近年の地震・津波災害で得られた知見を反映させる等研修内容を充実させた。 ○研修修了者の総数は、107 か国・地域から延べ 2,090 人に達した。人的リソースが世界中に広がることによって、海外での災害情報の迅速な収集や、国際協力を推進する上での現地での協力・支援を得られる等のメリットを享受できた。令和 7 年度においては、令和 7 年 3 月のミャンマー地震関連におけるタイへの派遣、中南米 SATREPS プロジェクトにおけるエルサルバドルへの派遣、JICA 技術協力プロジェクトにおけるアルジェリアへの派遣を含めた海外出張時に、多くの研修修了生と面会することができた。研修修了生やその関係者が参加できる国際地震工学セミナーにおいては、多くの研修修了生や関係者がオンラインで参加した。 ○外部評価による評価結果は、「適切かつ大きな成果」（A+評価）であった。	<評定に至った理由> 以下の通り、顕著な成果が認められたため、A 評定とした。 ・研修生の受入、通年研修での修士号学位取得、グローバル地震観測研修の実施など、研修を通じて発展途上国等の技術者等の養成を適切に行い、評価指標は 93 点と目標値（85 点以上）を大きく上回った。研修について、最新の地震工学等の研究成果や近年の地震・津波災害で得られた知見を反映させる等、研修内容の充実が図られた。また、研修修了者の総数は、107 か国・地域から延べ 2,090 人に達し、研修修了者より、海外での災害情報の迅速な収集や、国際協力を推進する上での現地での協力・支援が行われるなど、研修を通じて発展途上国等の技術者等の養成が適切にかつ十分になされているものといえる。 <今後の課題> 特段の課題はなし <その他事項> （国立研究開発法人審議会の意見） ・JICA と協力して 1960 年度から国際地震工学研修を実施しており、2025 年度末までに累計 107 カ国・2,090 人と大きな成果を上げている。 ・研修が着実に実施されている。 ・評価指標からみても、またモニタリング指標からみても、A 評価で問題ないと考える。 ・JICA 等と連携し、海外の研修生の継続的な受け入れを実施し、今年度も 20 カ国 47 名の研修生を受け入れ、12 名に修士号を授与している実績およびアンケートでも有用性評価 93 点と目標を上回る成果を得ている点を高く評価する。 ・評価指標の目標値を上回る実績を挙げるとともに、通年研修の受入が 9 カ国 17 名と昨年度より増加するなど、着実な取組を推進している。また、最新の知見	

							を反映したカリキュラムによる技術者育成を通じて、開発途上国等における防災・減災対策の高度化に大きく貢献している点は高く評価できる。 ・幅広い国から多くの研修生を受け入れて実施しており、内容的にも、地震や津波による防災等、日本における実際の被災に基づくノウハウを凝縮したハイレベルな内容になっているものと推察される。
--	--	--	--	--	--	--	---

4．その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	業務運営の効率化に関する事項 (業務の改善の取組、業務の電子化)		
当該項目の重要度、 困難度	－	関連する政策評価・行政事 業レビュー	予算事業 ID：004485、004486

	評価対象となる 指標	達成目標	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費削減率	毎年度、前年度 の予算額に対して 3%相当	3	3	3	3				
	業務経費削減率	毎年度、前年度 の予算額に対して 1%相当	1	1	1	1				
	共同調達実施件数 (件)	－	10	11	13	12				
	研究評価委員会の開 催数 (件)	－	8	8	8	8				
	フレックスタイム制 (早出遅出勤務を含 む) の利用率 (%)	－	59.8	56.6	55.7	57.4				
	在宅勤務の活用割合 (%)	－	79.3	67.7	71.7	74.5				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
第4章 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務改善の取組に関する事項 (1) 効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、所内において分野横断的な連携体制を強化するなど、柔軟な組織運営を図るものとする。 運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3％に相当する額を削減するものとする。 また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1％に相当する額を削減するものとする。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化に関する取組を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。また、契約に関する情報の公表により、透明性の確保を図るものとする。 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知)に基づき明確化した、随意契約による	第2章 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 業務改善の取組 (1) 効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化への機動的な対応や業務管理の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、所内において分野横断的な連携体制を強化するなど、効率的かつ柔軟な運営体制の確保を図る。 また、研究開発成果の最大化のため、各研究部門間の連携を促進する。具体的には、各研究グループ・国際地震工学センターの研究者が日々外部から取得する情報を共有する場を設ける等し、高度化、多様化する研究ニーズを的確に把握するよう努める。 運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3％を削減する。 また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1％を削減する。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、一者応札・応募の改善等契約の適	第2章 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 業務改善の取組 (1) 効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化への機動的な対応や業務管理の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、所内において分野横断的な連携体制を強化するなど、効率的かつ柔軟な運営体制の確保を図る。 また、研究開発成果の最大化のため、各研究部門間の連携を促進する。具体的には、各研究グループ・国際地震工学センターの研究者が日々外部から取得する情報を共有する場を設ける等し、高度化、多様化する研究ニーズを的確に把握するよう努める。 運営費交付金を充当し行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、令和7年度の予算額に対して3％を削減する。 また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、令和7年度の予算額に対して1％を削減する。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること等により、一者応札・応募の改善等契約の適	評価軸 (1) 業務運営の効率化に取り組んでいるか (2) 契約の適正化や調達の合理化を推進しているか (3) 国の大綱的指針に基づく研究評価を適切かつ効率的に行っているか 評価指標 ○一般管理費削減率(目標値：3%) ○業務経費削減率(目標値：1%) モニタリング指標 ○共同調達実施件数 ○研究評価委員会の開催数	<主要な業務実績> ○研究者をフラットに配置する組織形態を堅持し、理事長のイニシアチブの下、2つの研究開発プログラムを実施した。 ○研究戦略推進室を中心に外部から取得した情報を共有し、分野横断的な連携により外部資金の獲得に結びつけた。 ○一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、令和7年度の予算額に対して3％を削減した。また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、令和7年度の予算額に対して1％を削減した。 ○契約の適正化の推進として、次の取組を実施した。 ・契約審査会や契約監視委員会等により契約における競争性と透明性を確保した。 ・一者応札、一者応募への対応として、公告期間の十分な確保や応募要件の緩和、見直しに加え、発注予定情報については、ホームページに掲載し、公告とほぼ同時に調達情報メールの配信を行っている。また、調達情報のメール配信サービスにつ	<評定と根拠> 評定：B ○業務運営の効率化に関する事項に関して、着実な業務運営を実施したため、B評価とした。 ○フラット制の維持や研究開発プログラムによる分野横断的な取組の実施により、効率的かつ柔軟な運営体制の確保を図った。 ○高度化、多様化する研究ニーズを的確に把握し、各研究部門間の連携を促進した。 ○一般管理費及び業務経費の削減目標を達成した。 ○契約審査会や契約監視委員会により、契約における競争性と透明性を確保する等、契約の適正化を推進した。	評価 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> 特段の課題はなし <その他事項> (国立研究開発法人審議会の意見) ・業務運営の効率化に関する事項に関して、着実な業務運営を実施した。 ・柔軟な勤務形態とできるようフレックスタイム制・早出遅出勤務、在宅勤務の活用割合が十分であった。 ・適切な業務運営の効率化のための努力がされている。 ・研究者をフラットに配置する組織形態を維持し、一般管理費 3%、業務経費 1%の削減目標を達成したこと、また、テレワーク（活用率 74.5%）等の柔軟な働き方を推進している点を評価する。 ・フレックスタイム制の拡充や業務の電子化などを通じて、業務運営の効率化と働きやすい職場環境の整備を着実に推進している。 ・一般管理費及び業務経費の削減目標を達成し、また、契約における競争性と透明性を確保している。	

	ことができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施するものとする。 さらに、国立研究開発法人土木研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図るものとする。	正化に関する取組を推進し、業務運営の効率化を図る。随意契約については、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、随意契約によることに至った業務の特殊性等を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性の確保を図る。さらに、国立研究開発法人土木研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。 受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。 寄附金については、受け入れの拡大に努める。独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。	約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日付け総管査第 284 号総務省行政管理局長通知）に基づき、建研の事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を明確化した会計規程等により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性の確保を図る。さらに、国立研究開発法人土木研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。 受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。 独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。	いて記載したチラシをシンポジウム等で配布した。 - 令和 2 年度からの新たな取組として、一定の個別契約毎に一者応札・一者応募の改善に向けた取組を契約審査会にて事前・事後点検を行っている。 - 事務用品等の共同調達を実施した。		
	○技術指導及び特許関係について、対価を適切に設定し徴収した。また、施設の貸出に際し、電気使用料及びガス使用料について、従来は諸経費に含まれているものとしていたが、令和 7 年度においても引き続き、よりそれぞれの使用量に基づき実費を徴収することとした。 ○収益化単位ごとに作成した「研究ロードマップ」を見直し、それらに基づき予算と実績を管理した。	○技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に努めた。 ○独立行政法人会計基準に基づき運営費交付金の会計処理を適切に行った。				
（２）PDCA サイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究開発等の実施に当たって研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させることを目的に、社会実装につなげる視点も含めての追跡評価を実施するものとする。その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等	（２）PDCA サイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究課題の選定及び研究開発の実施に当たっては、評価結果を適切に反映させて研究開発に取り組むため、研究評価実施要領に沿って、建研内部での相互評価による内部評価と外部の学識経験者、専門家等による外部評価により、事前、年度、見込、終了時の評価を行うこととし、当該研究開発の必要性、建研が実施	（２）PDCA サイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究課題の選定及び研究開発の実施に当たっては、評価結果を適切に反映させて研究開発に取り組むため、研究評価実施要領に沿って、建研内部での相互評価による内部評価と外部の学識経験者、専門家等による外部評価により、事前、年度、見込、終了時の評価を行うことと		○研究評価を次のとおり実施した。 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえた「国立研究開発法人建築研究所研究評価実施要領」に基づき、事前評価、年度評価、終了時評価、追跡評価の枠組みを整備し、それぞれについて自己評価、内部評価、外部有識者委員会による外部評価を着実に実施した。 - 研究開発の必要性、他の機関との連携及び役割分担、建築研究所が実施する必要性・妥当性、研究の実施状況、成果の質、研究体制等について、研究評価を行った。 - 令和 7 年度は、8 回の研究評価を実施し、第 5 期中長期計画に係る評価の取組として、第 1 回に令和 7 年度に実施する研究開発課題、5 課題の事前評価をおこなった。第 2 回では令和 8 年度に実施する研究開発課題の事前評価、令和 7 年度から引き続き令和 8 年度も実施する研究開発課題の年度評価、令和 7 年度で終了する研究開発課題の終了時評価、第 5 期中長期計画に基づく研究開発プロ	○研究評価実施要領に則り、国の大綱的指針に基づく研究評価を適切に行った。 大綱的指針に基づき、研究開発プログラム単位で外部評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施等に反映した。	

	に十分配慮して評価を行うものとする。	することの必要性、実施状況、成果の質、研究体制等について評価を受ける。評価結果は、研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させることを目的に、社会実装につなげる視点も含めての追跡評価を実施する。なお、評価は、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して行う。 また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるよう公表を原則とし、研究開発の公平性・中立性の確保に努める。	し、当該研究開発の必要性、建研が実施することの必要性、実施状況、成果の質、研究体制等について評価を受ける。評価結果は、研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させることを目的に、社会実装につなげる視点も含めての追跡評価を実施する。なお、評価は、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して行う。 また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるよう公表を原則とし、研究開発の公平性・中立性の確保に努める。		グラムについて年度評価を行った。また、全体委員会においては研究開発プログラムの年度評価を行い、2つの研究開発プログラムについて、その構成要素である研究開発課題それぞれに投入される研究員数や予算配分を参照しつつ、令和7年度末の進捗状況に係る内部評価結果、並びに過年度の研究開発成果も含めた技術の指導及び成果の普及を含めて、今年度の活動全般を確認いただいた。		
	2. 働き方改革に関する事項 働き方改革については、年次休暇や男性を含めた育児休暇等の取得促進及び時間外勤務の縮減等に取り組むものとする。また、フレックスタイム制、早出遅出勤務、在宅勤務及びリモート会議システムの積極的な活用等により柔軟な勤務形態を取り入れるものとする。さらに、良好な職場環境を確保するため、各種ハラスメントに対する研修や対応等を適切に実施するものとする。 業務の電子化については、経済性を勘案しつつ推進し、事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めるものとする。	2. 働き方改革 働き方改革については、年次休暇や男性を含めた育児休暇等の取得促進及び時間外勤務の縮減等に取り組む。また、フレックスタイム制、早出遅出勤務、在宅勤務及びリモート会議システムの積極的な活用等により柔軟な勤務形態を取り入れる。さらに、良好な職場環境を確保するため、各種ハラスメントに対する研修や対応等を適切に実施する。 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。	2. 働き方改革 働き方改革については年次休暇や男性を含めた育児休暇等の取得促進及び時間外勤務の縮減等に取り組む。また、フレックスタイム制、早出遅出勤務、在宅勤務及びリモート会議システムの積極的な活用等により柔軟な勤務形態を取り入れる。さらに、良好な職場環境を確保するため、各種ハラスメントに対する研修や対応等を適切に実施する。 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、電子的情報共有システムの活用等による事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。	評価軸 (1) 働きやすい職場環境づくりのため、家庭やライフスタイルにあった多様で柔軟な働き方を実現できる体制が構築されているか モニタリング指標 ○フレックスタイム制（早出遅出勤務を含む）の利用率 ○在宅勤務の活用割合	○働き方改革に関する取組として、次のとおり実施した。 ・柔軟な勤務形態とできるよう、各種制度やオンライン会議システム・リモートアクセスシステムを導入しており、フレックスタイム制・早出遅出勤務の利用率は57.4%、在宅勤務の活用割合は74.5%であった。 ・令和7年12月16日に、所内全役職員に対し、弁護士を講師として、役職員の倫理観の向上を図るため、建築研究所コンプライアンス規程に関する研修を行った。 ・令和7年度における建築研究所全体での紙の購入枚数は約68万枚と前年度を下回った。	○働き方改革を推進した。	

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	財務内容の改善に関する事項 (予算・収支計画・資金計画、短期借入金の限度額、不要財産の処分に関する計画、重要財産の譲渡等に関する計画、剰余金の使途、積立金の使途)		
当該項目の重要度、 困難度	－	関連する政策評価・行政事 業レビュー	予算事業 ID：004485、004486

	評価対象となる 指標	達成目標	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	運営費交付金執行率 (%)	－	90.8	87.5	93.1	86.2				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
							評価	B
	第5章 財務内容の改善に関する事項 運営費交付金を充当して行う業務については、中長期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図るものとする。 また、独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するものとする。	第3章 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画 第4章 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度300百万円とする。 第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第7章 剰余金の使途 剰余金が生じたときは、研究開発、研究基盤の整備充実、出資の活用を含めた成果の普及及び研修に充てる。 第8章 その他業務運営に関する事項	第3章 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画 第4章 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となった場合には、300百万円を限度として短期借入を行う。 第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第7章 剰余金の使途 剰余金が生じたときは、令和9年度以降に、研究開発、研究基盤の整備充実、出資の活用を含めた成果の普及及び研修に充てる。 第8章 その他業務運営に関する事項	評価軸 (1) 中長期計画の予算による運営を適切に行っているか モニタリング指標 ○運営費交付金執行率	＜主要な業務実績＞ ○予算を計画的かつ効率的に執行し、収支計画及び資金計画も計画のとおり実施した。 ○外部資金を積極的に獲得するとともに、内部監査により固定資産の実査（現物確認）を実施した。 ○純利益として118百万円を計上した。 ○予見し難い事故等はなく、短期借入の実績はない。 ○重要な財産の処分等の実績はない。 ○剰余金（目的積立金）は発生しなかった。 ○積立金はなく、中長期計画及び年度計画のとおりであった。	＜評定と根拠＞ 評定：B ○財務内容の改善に関する事項に関して、着実な業務運営を実施したため、B評価とした。 ○予算、収支、資金については、それぞれの計画に基づき適切に実施した。	＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ 特段の課題はなし ＜その他事項＞ (国立研究開発法人審議会の意見) ・財務内容の改善に関する事項に関して、着実な業務運営を実施した。 ・健全な財務内容である。 ・運営費交付金を適切に管理し、予算・収支・資金の各計画に基づき着実な運営を実施したこと、また、外部資金の積極的な獲得により118百万円の純利益を計上していることを評価する。 ・収支計画及び資金計画に基づき、適切な予算執行が行われているものと評価できる。 ・運営費交付金以外で第三者からの収入が増えることは望ましく、前年度比で、受託収入や施設使用料等の収入が増加している点が評価できる。	

		国立研究開発法人建築研究所法第13条第1項に規定する積立金の使途なし	国立研究開発法人建築研究所法第13条第1項に規定する積立金の使途なし				
--	--	------------------------------------	------------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5	その他の業務運営に関する事項 (施設及び設備等に関する計画、人事に関する計画、その他)		
当該項目の重要度、 困難度	－	関連する政策評価・行政事 業レビュー	予算事業 ID：004485、004486

評価対象となる 指標	達成目標	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
コンプライアンス講習 会の開催数	2回以上	3	2	2	2				
幹部会議の開催数 (回)	－	36	37	39	38				
博士号保有者の割合 (%)	－	86.4	86.4	83.6	86.2				
女性職員の割合(%)	－	8.5	11.9	14.8	16.9				
ラスパイレス指数(研究 職員)	－	109.8	108.9	113.0	112.6				
ラスパイレス指数 (事務・技術職員)	－	100.6	106.9	109.1	100.9				
研究不正防止に関す るe－ラーニングプログラ ムの実施率(%)	－	100	100	100	100				
情報セキュリティ委 員会の開催数(回)	－	5	9	5	4				
外部機関による施設 の利用件数(件)	－	19	17	10	18				
外部機関による施設 利用収入(千円)	－	9,789	9,693	10,248	12,706				
防災訓練・消防訓練 の実施回数(回)	－	2	2	2	2				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
							評定	C
第6章 その他業務運営に関する重要事項 3. その他の事項 (2) コンプライアンスに関する事項 建研におけるコンプライアンスに関する規程について、職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。 特に、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、研究上の不正行為の防止及び対応に	第8章 その他業務運営に関する事項 4. その他中長期目標を達成するために必要な事項 (3) コンプライアンスに関する計画 コンプライアンス研修の開催や理事長メッセージの発出など不祥事の発生の未然防止等に係る取組を通じて、職員の意識向上及び啓発を推進する。 また、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも重要な課題であるため、研究部門のみならず管	第8章 その他業務運営に関する事項 4. その他中長期目標を達成するために必要な事項 (3) コンプライアンスに関する計画 コンプライアンス研修の開催や理事長メッセージの発出など不祥事の発生の未然防止等に係る取組を通じて、職員の意識向上及び啓発を推進する。 また、研究不正対応は、研究開発活動の信	評価軸 ○コンプライアンスについて意識の浸透を図るための取組、研究上の不正行為の防止及び対応のための取組がどのように行われているか。コンプライアンス上の問題が生じていないか。 評価指標 ○コンプライアンス講習会の開催数 (目標値：2回以上)	＜主要な業務実績＞ ○会計検査院指摘事項に対して、令和6年度決算検査報告における（不当事項に関する）取組として、次の通り実施した。 ・関係職員等に対しては、「国立研究開発法人建築研究所就業規則」及び「国立研究開発法人建築研究所懲戒手続規程」に則り、懲戒審査委員会の審査を経て処分を実施した。 ・事業進捗確認について発注担当者と上司によるダブルチェックを原則とし	＜評定と根拠＞ 評定：B ○不適切な会計処理が発生し、会計検査院より不当事項と指摘を受けたことは厳粛に受け止める。 ○一方で、発生原因の特定や関係者の処分を実施したこと、ガバナンスを強化するなど、複数の再発防止策を講じることで、対策が着実に浸透するよう、適切に実施した。 ○その他の業務運営に関する事項に関しても、適切な業務運	＜評定に至った理由＞ 人材の獲得・配置・育成に関する戦略として、能力評価及び業績評価に基づく人事評価の導入・運用、研究者の評価・処遇、人事管理体制の充実、若手研究者の採用等による適正な人員管理、女性職員の登用並びに育児・介護支援制度に係る情報の公表等を着実に実施したこと、また、設備等の整備・改修を計画的に実施したことは評価できる。 一方、会計検査院の令和6年度決算検査報告において、実験棟の電気設備等の改修工事について、工事が完了していないにもかかわらず、完了したとする事実と異なる検査調書を作成し、これに基づき契約金額の全額を支払っていたことが、会計規程等に違反する不当事項として指摘された。		

	関する規程について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応するものとする。	理部門も含め、全職員を対象として研修を実施し、職員の意識を高める。 さらに、研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応する。	健全な発展等の観点からも重要な課題であるため、研究部門のみならず管理部門も含め、全職員を対象として研修を実施し、職員の意識を高める。 さらに、研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応する。 産学官連携活動等に係る利益相反のマネジメントについては、所内規程に基づき体制の整備、研修の実施、役職員からの申告内容の確認等を行い、役職員の利益相反が深刻な状況に陥ることを防止するとともに、そのような状況が発生した場合には適切に対処する。	モニタリング指標 ○研究不正防止に関するeラーニングプログラムの実施率	たことや、関係部署で情報共有を図るための定期的な委員会を開催するなど、ガバナンス体制の強化を図った。 - 担当者向けのマニュアルを更新・整備し、常時参照できるよう所内のイントラネットに掲載した。 - 原因分析と対応策を共有してコンプライアンスの徹底を図り、本事案を題材とした制度研修を実施した。 ○コンプライアンスに関する取組として、次のとおり実施した。 - 新規採用者及び転入者にコンプライアンス携帯カードを配布した。 - 理事長メッセージの所内展開やコンプライアンス推進週間PR資料及びポスターの所内配布・掲示、コンプライアンス講習会の開催（2回）等多角的な方法により、研究所全体としてのコンプライアンス推進を図った。 - 全役職員を対象に、「建築研究所 研究倫理教育コース 2025」（eラーニング）を実施した。	営を実施したため、B評価とした。	この不適切な会計処理事案に対して、建築研究所が迅速に再発防止策を検討し、令和7年度中に公表するとともに、その実施に着手したことは評価できる。 しかしながら、当該事案及びこれに対する取組状況は、令和7年度の業務運営に関わる重大な事象であるにもかかわらず、令和8年7月21日に開催された審議会（第1回）への報告対象とされなかった。その後、法人に対し改めて説明を求め、令和8年8月27日に開催された審議会（第2回）において報告があった。 当該事案及びこれに対する取組状況について、初回にて審議会に対する説明責任が十分に果たされず、適正な評価を行う上で必要な情報が共有されていなかったことは審議会でも指摘されており、本項目において求められる適正な業務運営の観点から、改善を要するものと認められる。報告対象とされなかった要因としては、法人において、当該事案及びその取組状況が法人の業務運営に関わる重大な事象であり、審議会における適正な評価に必要な情報であるとの認識が十分でなかったこと等が考えられる。 以上の状況を総合的に勘案すると、本項目については所期の目標を達成しているとは認め難いことから、「C」と評価する。 建築研究所においては、この事態を重く受け止め、再発防止策を確実に実施するとともに、重大な事象に関する適時かつ適切な報告を徹底し、適正、効果的かつ効率的な業務運営を通じて法人の使命を果たす必要がある。 ＜今後の課題＞ - 今後も、再発防止策を継続的かつ効果的に実施すること。 - 法人の業務運営に関わる重大な事象について、審議会を含む関係者への適時かつ適切な報告を徹底する必要がある。 ＜その他事項＞ （国立研究開発法人審議会の意見） - その他の業務運営に関する事項に関して、着実な業務運営を実施した。 - 設備等の整備・改修を計画的に実施するとともに、人事管理及び人材活用に関する取組を着実に推進し、業務運営基盤の強化を図っている。 - 令和6年度に引き続き、女性の研究グループ長への登用がなされていることが評価できる。 - 多様な人材の活躍を促す組織・人事管理の推進に係る取組がなされている。 - テニユアトラック制や任期付研究員の採用等により、博士号取得率86.2%と高い研究水準を維持し、女性職員の割合も17.2%へ向上したこと、また、リスク管理やコンプライアンス研修を定期実施し体制を強化していることについて、評価できる。 - 女性研究職員割合の上昇は、多様な人材が活躍できる職場環境の整備が着実に進展し、研究所全体の働きやすさが向上していることを示すものと評価できる。
--	--	--	---	--	--	-------------------------	---

						・優秀な若手研究者の獲得に向けて、諸々の制度を採用し、努めていることがうかがえる。 ・不正会計および検査調書の不備については非常に残念ではあるが、その後の対策がきちんと施されていた。 ・施設整備費補助金を財源とした実験棟の改修工事に係る不適切会計処理案件について、当該事案の発生を防げなかった要因は、複数の職員、複数の部署によるチェック体制が整備されていなかった点にあると認められ、内部統制システムに不備があったといわざるを得ない。補助金の性質や、今回の金額規模を踏まえると、この不備は重大である。 報告によれば、当該事案判明後の調査、返還・公表等の措置、再発防止策の策定と公表といった事後手続については、相当に綿密にかつ時間と労力をかけてなされたものとうかがえ、この点は評価に値するとは考える。もっとも、当該案件の金額規模や、昨今、補助金不正受給に対しては当局や世の中から厳しい目が向けられ、重い制裁が課されている中での本件事案の発生にもかかわらず（しかも、再発防止のために上記のような時間と労力をかけた措置を講じたにもかかわらず）、これを本審議会への報告対象に含めなかったという点は、理解に苦しむところがある。このような態様は、審議会に対する事実の隠匿との評価も受けかねないし、ひいては、建築研究所による本事案の重大性の受け止めについても疑義を挟ませるところがある。 以上を踏まえると、他の施策をどれだけ実効的かつ合理的に履行していたとしても、本事案を契機として発覚した内部統制システムの不備と、その後の態様については、重く評価せざるを得ないと考える。
	1. 内部統制に関する事項 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総管査第321号総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の推進を図るものとする。 研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行うものとする。 理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進するものとする。 また、建研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を	（1）内部統制に関する計画 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行之、内部統制の推進を図る。 研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行う。また、中立性・公平性の確保を図る。 さらに、理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進するとともに、建研の重要決定事項等	（1）内部統制に関する計画 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行之、内部統制の推進を図る。 研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行う。また、中立性・公平性の確保を図る。 さらに、理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・	評価軸 （1）研究所内の内部統制が適切に図られているか （2）人材の獲得・配置・育成の戦略が適切に図られているか （3）機密情報の流出など、情報セキュリティインシデントを未然に防ぐため、体制の充実に図っているか （4）外部機関による実験施設等の利用を促進しているか （5）災害に備えた事前準備が適切になされているか モニタリング指標 ○幹部会議の開催数 ○博士号保有者の割合 ○女性職員の割合 ○ラスパイレス指数（研究職員） ○ラスパイレス指数（事務・技術職員）	○内部統制として、次の取組を実施した。 ・幹部会議等を定期的に開催し、理事長のリーダーシップのもとで、ガバナンスの適正化を図った。 ・また、グループ長等会議を定期的に開催し、重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう図った。 ・理事長と職員の意見交換会を実施し、所内の課題の把握、共有と解決を図った。 ・研究開発等について、研究評価を加味して、理事長を議長とする役員会審議の上、研究開発予算の配分を決定した。 ・また、研究評価の対象は、研究開発の必要性、他の機関との連携及び役割分担、建築研究所が実施することの必要性・妥当性等についてであり、その際、所の研究開発の中立性・公平性に配慮し	○理事長のリーダーシップのもとで、内部統制が適切に図られた。

徹底するものとする。	の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底する。 その際、役員会や幹部会議を柱とした積極的な活動を行うとともに、その下で、研究評価委員会、情報セキュリティ委員会などの内部統制に関する委員会を定期的に開催する。	指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進するとともに、建研の重要決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底する。 その際、役員会や幹部会議を柱とした積極的な活動を行うとともに、その下で、研究評価委員会、情報セキュリティ委員会などの内部統制に関する委員会を定期的に開催する。	○情報セキュリティ委員会の開催数 ○外部機関による施設の利用件数 ○外部機関による施設利用収入 ○防災訓練・消防訓練の実施回数	ているか確認を行っている。 ・労働安全衛生法に規定する職場巡視を、定期的に実施した。	
2. 人材確保・育成方針・人事管理に関する事項 高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図る。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニュアトラック制度を活用するものとする。また、競争的研究資金等の獲得に合わせて人員体制を強化するほか、人員の適正配置により業務運営の効率化を図るものとする。研究者等の確保・育成に係る中長期的な構想を令和4年度を目途に確立するとともに、法人を取り巻く環境変化を踏まえ、人材の活用等に関する具体的な方針を不断に見直すとともに、若手研究職員をはじめ全ての研究職員の自由かつ柔軟な発想が活かされるよう留意するものとする。 また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）等に基づいて、女性の活躍を進めることとし、一般事業主行動計画等を踏まえて、女性の研究員の採用、管理職への登用、女性も働きやすい職場環境の整備等により、多様な組織・人事管理を積極的に推進するものとする。 さらに、職員個々に対する人事評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るものとする。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職	2. 人材確保・育成方針・人事管理に関する計画 高度な研究開発業務の推進のため、客員研究員の招聘、交流研究員の受入を進めるとともに、必要な人材の確保を図る。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニュアトラック制度を活用する。また、競争的研究資金等の獲得に合わせて人員体制を強化するほか、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。研究者等の確保・育成に係る中長期的な構想を令和4年度を目途に確立するとともに、法人を取り巻く環境変化を踏まえ、人材の活用等に関する具体的な方針を不断に見直すとともに、若手研究職員をはじめ全ての研究職員の自由かつ柔軟な発想が活かされるよう留意する。 また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等に基づいた女性の研究員の採用、管理職への登用、働きやすい職場環境の整備をはじめとして、高齢職員の再雇用、障害者雇用やテニュアトラック制度を通じた中途採用なども含め、より多様な人材の活躍を促す組織・人事管理を積極的に推進する。 さらに、職員個々の能力と業績に対する人事評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した	2. 人材確保・育成方針・人事管理に関する計画 高度な研究開発業務の推進のため、客員研究員の招聘、交流研究員の受入を進めるとともに、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニュアトラック制度を活用する。また、競争的研究資金等の獲得に合わせて人員体制を強化するほか、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。法人を取り巻く環境変化を踏まえ、人材の活用等に関する具体的な方針を不断に見直すとともに、若手研究職員をはじめ全ての研究職員の自由かつ柔軟な発想が活かされるよう留意する。 また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等に基づいた女性の研究員の採用、管理職への登用、働きやすい職場環境の整備をはじめとして、高齢職員の再雇用、障害者雇用やテニュアトラック制度を通じた中途採用なども含め、より多様な人材の活躍を促す組織・人事管理を積極的に推進する。 さらに、職員個々の能力と業績に対する人事評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。	○人材の獲得・配置・育成の戦略として、次の取組を実施した。 ・人事評価システムについて、新たに能力評価の他、職員が果たすべき役割を評価書との面談等を通して目標設定した上でその果たした程度を評価する業績評価に基づく人事評価を導入し、適切に実施した。 ・表彰をはじめとする研究者の評価・処遇を適切に実施した。 ・新規採用職員等に対する講習会の開催や担当職員の外部研修の受講等により、人事管理体制の充実につとめた。 ・国立研究開発法人として役割（ミッション）を全うできるよう、若手研究者を任期付職員として採用するなど、適正な人員管理を行っており、研究職58のうち博士号取得者は50名（86.2%）であった。 ・研究グループ長へ女性を登用した。 ・育児・介護のための支援制度に関する情報を公表している。 ・女性職員の割合（研究職員）は16.9%であった。 ○給与水準及び人件費削減の取組に関しては、次の取組を実施した。 ・給与水準は、俸給・諸手当ともに国に準じて運用し、対国家公務員指数は、事務・技術職員100.9、研究職員は112.6となった。 ・人件費削減の取組については、第一期中期目標期間の最終年度（平成17年	○人事評価システムの実施、任期付研究員の採用等により、人材の獲得・配置・育成の戦略を適切に図った。 <	

	員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表するものとする。	上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を公表する。	度）予算額に対して、令和7年度の執行額で7.9%の削減を行っている。 ・福利厚生費は、事務・事業の公共性・効率性、国民の信頼確保の観点から、真に必要なものに限って予算執行した。	
3. その他の事項 (1) リスク管理体制に関する事項 業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図るものとする。	4. その他中長期目標を達成するために必要な事項 (2) リスク管理体制に関する計画 業務実施の障害となる要因の分析等を行い、リスク管理委員会において、リスク対応計画の点検・見直しを行うなど想定されるリスクへの適切な対応を図る。	4. その他中長期目標を達成するために必要な事項 (2) リスク管理体制に関する計画 業務実施の障害となる要因の分析等を行い、リスク管理委員会において、リスク対応計画の点検・見直しを行うなど想定されるリスクへの適切な対応を図る。		○リスク管理体制に関してとして、次の取組を実施した。 ・「国立研究開発法人建築研究所リスク管理及び危機対応に関する規程」に基づくリスク管理委員会を開催し、リスク対応計画の改訂等の審議を実施した。改訂後のリスク対応計画をイントラネットに掲載し周知した。	○リスクが顕在化した際に損害を最小限にくい止め、早期に通常業務遂行状態に戻すための対策に、積極的に取り組んだ。
(3) 情報公開、個人情報保護、情報セキュリティに関する事項 適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査の結果等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行うものとする。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。	(4) 情報公開、個人情報保護、情報セキュリティに関する計画 適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行う。 具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査の結果等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行う。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。	(4) 情報公開、個人情報保護に関する計画 適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行う。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査の結果等をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行う。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。		○情報公開、個人情報保護に関する取組として、次のとおり実施した。 ・組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらに対する評価及び監査の結果等をホームページで公開した。 ・「国立研究開発法人建築研究所文書管理規則」に基づき、法人文書の適切な管理等を実施した。 ・「国立研究開発法人建築研究所保有個人情報等管理規程」に基づき、個人情報の管理方法等の点検等を実施した。	○情報公開、個人情報保護について、関係規程等に基づき、適切に対応した。
(4) 情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する事項 情報セキュリティ水準を継続的に向上	(5) 情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する計画 情報セキュリティ水準を継続的に向上	(5) 情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する計画		○情報セキュリティ、情報システムの整備・管理に関する取組として、次のとおり実施した。	○情報セキュリティ、情報システムの整備・管理について、関係規程等に基づき、適切に対応した。

	させるためサイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく政府機関の統一基準の改定に伴う情報セキュリティポリシー及び各種関係実施要領の適宜見直しを行い、適切な運用を図るものとする。 また、研究情報等の重要情報を保護する観点から、建研の業務計画（年度計画等）に情報セキュリティ対策を位置付けるなど、情報セキュリティ対策を推進するものとする。 情報システムの整備及び管理については「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するものとする。	させるためサイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく政府機関の統一基準の改定に伴う情報セキュリティポリシー及び各種関係実施要領の適宜見直しを行い、適切な運用を図る。 また、研究情報等の重要情報を保護する観点から、建研の業務計画（年度計画等）に情報セキュリティ対策を位置付けるなど、情報セキュリティ対策を推進する。 情報システムの整備及び管理については「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。	情報セキュリティ水準を継続的に向上させるため、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定を踏まえ情報セキュリティポリシー及び各種関係実施要領の見直しを適宜行い、適切な運用を図る。また、研究情報等の重要情報を保護する観点から、情報セキュリティに関する教育、情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査（内部監査）の指摘事項への対応などに取り組む。 利用者情報の一元管理を行う Active Directory (AD) や情報資産管理システムを運用することで情報システムを適切に管理するとともに、事業継続計画の強化として遠隔地バックアップシステムの整備を継続して行う。 サイバー攻撃の振る舞い検知を行う Endpoint Detection and Response(EDR)や組織的な攻撃を監視する Attack Surface Management (ASM)、脅威あるドメインへの接続をブロックするシステム Protective Domain Name System (PDNS) を活用し、激化するサイバー攻撃に備える。 ガバメントクラウドシステムの整備及び管理については「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。	・本年度 6 月 27 日に改正した「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和 7 年版）に準じ「国立研究開発法人建築研究所情報セキュリティポリシー」の見直しを行った。 ・情報システムの整備・管理については、令和 7 年度に情報システム委員会を 4 回開催するとともに、遠隔地バックアップの整備及び大容量ファイル転送システムの導入を行った。また、GSS（Government Soution Services）や ASM（Attack Surface Management）に対応し、令和 6 年度に引き続き PDNS (Protective Domain Name System) 及び EDR（Endpoint Detection and Response）については本年度は本格的に研究支援部門の端末に整備している。		
（５）保有資産等の管理・運用に関する事項 業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努めるものとする。また、保有資産の適正な管理の下、その有効活用を	１．施設及び設備等に関する計画 業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。 また、保有資産の適正な管理の下、その有効活用を推進す	１．施設及び設備等に関する計画 業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し続けることが	○ホームページで外部の研究機関が実験施設等を、利用可能な期間を公表した。結果、施設貸出は 18 件、収入は 12,706 千円であった。 ○「第 5 期中長期計画期間中の施設整備方針及び計	○外部機関による実験施設等の利用促進を図った結果、令和 6 年度より上回った収入を確保した。 ○施設整備計画に従った計画的な整備、更新等による適切な維持管理を行うとともに、施		

	推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るものとする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めるものとする。 なお、保有資産の必要性について不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、建研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うものとする。 また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るとともに、適正なマネジメント下での公表や出資の活用も含めて普及活動に取り組み知的財産の活用促進を図るものとする。	るため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図る。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。そのために、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者の視点に立った情報提供を行う。また、貸出しを受けた機関が実験結果を対外的に公表する際には、建研の施設を活用して実験を行ったことを明示するよう要請する。 なお、中長期目標の期間中に実施する主な施設整備・更新等は別表－５のとおりとする。また、保有資産の必要性について内部監査で重点的に点検するとともに、研究開発の必要性に応じて不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、建研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。 また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るとともに、適正なマネジメント下での公表や出資の活用も含めて普及活動に取り組み、知的財産の活用促進を図る。	できるよう、適切な維持管理に努める。 また、保有資産の有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図る。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。そのために、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者の視点に立った情報提供を行う。また、貸出しを受けた機関が実験結果を対外的に公表する際には、建研の施設を活用して実験を行ったことを明示するよう要請する。 なお、本年度に実施する主な施設整備・更新は別表－４のとおりとする。また、保有資産の必要性について、研究開発の必要性に応じて不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、建研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。 また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るとともに、適正なマネジメント下での公表や出資の活用も含めて普及活動に取り組み知的財産の活用促進について検討を行う。	画」および年度計画に基づき計画的な整備等を実施した。 ○令和６年度補正予算において、「風雨実験棟 実験環境整備」、「実大火災実験棟 エレベーター改修」を実施している。 ○知的財産の確保・管理について、令和７年度は１件の特許が登録され、保有する特許は２４件となった。また、一定の年数を経過した特許について、権利を継持する必要性について見直しを行った。	設整備のための補正予算を確保した。 ○知的財産の確保・管理について、関係規程等に基づき、適切に対応した。	
	（６）技術流出防止対策に関する事項 技術の流出防止に細心の注意を払うとともに、技術の流出防止に向けた審査を適切に行い、技術の流出防止を図るものとする。	４．その他中長期目標を達成するために必要な事項 （６）技術流出防止対策に関する計画 安全保障に関する技術の提供については、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）の輸出者等遵守基準を定める省令（平成２１年経済産業省令第６０号）に基づいて定めた所内規程により審査を適切に行うとともに、必要に応じて同規程の見直し	４．その他中長期目標を達成するために必要な事項 （６）技術流出防止対策に関する計画 研究の国際化、オープン化に伴う研究インテグリティの確保については、所内関係規程に基づいた体制の整備、研修の実施等を行い、国際的に信頼性の	○技術流出防止対策に関する取組として、次のとおり実施した。 ・研究インテグリティの確保に資するため、役職員に対し「研究インテグリティ」「安全保障貿易管理」「営業秘密管理」「情報セキュリティ」に関する研修を実施した。また、関係規程に基づき各種委員会を開催し、関係規程の見直しや研究イン	○技術流出防止対策に関する取組について、「研究インテグリティの確保に関する規程」および「利益相反マネジメント実施規程」を制定し必要な体制を整備したほか、関係規程等に従い、適切に対応した。	

	(7) 安全管理、環境保全・災害対策に関する事項 防災業務計画等を適時適切に見直すとともに、当該計画に基づいて適切に対応するものとする。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努めるものとする。 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12 年法律第 100 号）に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進するものとする。	しを行うなど、技術の流出防止を図る。 (7) 安全管理、環境保全・災害対策に関する計画 防災業務計画等を適時適切に見直すとともに、当該計画に基づいて適切に対応する。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努める。 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12 年法律第 100 号）に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進する。	ある研究環境の構築を図る。 安全保障に関する技術の提供については、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）の輸出者等遵守基準を定める省令（平成 21 年経済産業省令第 60 号）に基づいて定めた所内規程により審査を適切に行うとともに、必要に応じて同規程の見直しを行うなど、技術の流出防止を図る。 また、研究成果等の情報資産のうち秘密情報について、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）による法的保護を受けるために必要となる対策を行う。 (7) 安全管理、環境保全・災害対策に関する計画 災害が発生したときは、防災業務計画等に基づいて適切に対応する。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努める。 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進する。		テグリティの対応状況の点検等を行った。 ・「国立研究開発法人建築研究所安全保障輸出管理規程」に従い、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術提供等を行うことがないよう、技術提供等管理の確実な実施を行った。 ○安全管理、環境保全・災害対策に関する取組として、次のとおり実施した。 ・「地震防災マニュアル」を踏まえ、安否確認及び災害対策本部設置・運営の訓練を実施した。 ・令和 7 年 11 月には、建築研究所及び国土技術政策総合研究所（立原庁舎）が共同で消防訓練を実施した。 ・「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を作成・公表し、22 分野 288 品目について、原則、所定の基準を満足するものを調達した。	○安全管理、環境保全・災害対策について、関係マニュアル等に基づき、適切に対応した。	
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—